

盛岡市立小・中学校 A I 型ドリル導入業務委託 仕 様 書

1 業務の名称

盛岡市立小・中学校 A I 型ドリル導入業務委託

2 目的

本事業は、「G I G A スクール構想」により整備した 1 人 1 台端末への A I 型ドリルの導入により、児童生徒の個々の関心や理解度に応じた個別最適な学習、進捗状況や理解状況の把握を基に補充的・発展的な学習を行う等の個別の学習支援を図るほか、コロナ禍における休校時や家庭学習時、不登校等、あらゆる児童生徒がどのような状況においても、ネット環境によらずオフラインでも安心・充実した学習を保障することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日（令和 5 年 4 月 3 日（予定））から令和 6 年 3 月 31 日まで

ただし、使用開始日は令和 5 年 6 月 1 日とし、契約締結日から使用開始日前日までの間は準備期間とする。

予算の性質上、単年度契約とし、継続については市と受注者の両方で協議するものとする。

4 対象

盛岡市立小学校 41校、盛岡市立中学校 23校

学習者用端末 20,936台、教職員用端末 1,241台

学校ごとの導入端末台数は「別紙 1 端末台数一覧」に記載のとおりとする。

5 基本的条件

(1) A I 型ドリル機能

様式 5 号「A I 型ドリル機能要件一覧表」に記載のとおりとする。

(2) 設計・設定作業

ア 令和 5 年 5 月 31 日までに設計・設定作業を完了すること。

イ 盛岡市立小・中学校の現在の使用環境（校内通信ネットワーク、学習者用端末、教職員用端末、大型提示装置等）を十分に理解した上で、設計・設定作業を行うこと。なお、上記の設定情報は本業務の受注者にのみ開示する。

ウ 既に環境構築済である学習 e ポータル「内田洋行 L-Gate」と連携した使用環境とすることを考慮し、受注者は市と協議の上、連携を図ること。

- エ AI型ドリルのテナントの環境構築設定を行うこと。
- オ AI型ドリルの令和5年度における使用ユーザーの登録を行うこと。
いずれも市から提供するMicrosoftアカウントとのシングルサインオン連携設定とすること。
- カ オフライン学習専用アプリはMicrosoft Intuneから各端末に配信する。
配信作業は市から学習者用端末及び教職員用端末の保守業者へ依頼するが、設定方法は本業務の受注者から当該保守業者へ提供すること。
また、端末への配信状況については定期的に市へ確認し、進捗状況を管理すること。
配信が正常に行われない学校があれば、原因調査を行い、改善を図ること。
- キ 次の内容が記載されているマニュアルを、令和5年5月31日までに各学校及び教育委員会へ紙媒体及びデータにて納品すること。なお、資料は複数に分かれても可とする。
- ・ AI型ドリルのログイン方法
 - ・ AI型ドリルの製品概要
 - ・ 児童生徒機能の使用方法
 - ・ 教職員機能の使用方法
 - ・ オフライン学習専用アプリの使用方法
 - ・ 問い合わせ窓口の連絡先

(3) サポート

- ア 学校からの問い合わせ窓口を明確にし、受注者とメーカーが連携してサポート対応を行うこと。
問い合わせ窓口の受付時間は休日（盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第37号）にて定められた市の休日（土・日曜日、祝祭日及び12月29日～1月3日）をいう。）を除く9時から17時までとする。
- イ 業務期間内にAI型ドリル使用ユーザーのメンテナンス（登録・変更・削除）が発生した場合は、その都度対応すること。
- ウ 業務期間内に学校ごと（64校）に最低1回ずつメーカーによる操作研修会を行うこと。
操作研修会の実施方法は訪問又はオンラインとする。
ただし、オンラインだけに限定せず、訪問を希望する学校に対しては必ず訪問すること。
また、操作研修会の実施状況は月次で教育委員会に報告すること。

(4) セキュリティ

A I 型ドリルに係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守するほか、市が規定する関連法規及び市条例を遵守し、適切に実施すること。

6 支払条件

- (1) 各月の履行後、受注者が請求を行い、市は適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払う。支払金額は、契約額を契約月数で除した額の月払いとし、1 円未満の端数が生じたときはその端数を最終月の支払分に合算して支払うものとする。
- (2) 請求書の宛名は、盛岡市長とし、提出先は、盛岡市教育委員会学校教育課（盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2）とする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、市と受注者の両方で協議の上で決定する。